

参 考 と な る 過 去 の 経 過 規 定

参考となる過去の経過規定（要綱（骨子）第四の適用範囲について）

【刑法における非親告罪化に関する改正】

○ 刑法の一部を改正する法律（昭和22年法律第124号）

（暴行罪の非親告罪化）

〔改正前の規定〕

第二百八条 暴行ヲ加ヘタル者人ヲ傷害スルニ至ラサルトキハ一年以下ノ懲役若クハ五十円以下ノ罰金又ハ拘留若クハ科料ニ処ス

2 前項ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

〔改正規定〕

第二百八条第一項中「一年以下」を「二年以下」に、「五十円以下」を「五百円以下」に改め、同条第二項を削る。

（経過規定）

- ④ この法律施行前の行為については，刑法第五十五条，第二百八条第二項，第二百十一条後段，第二百四十四条及び第二百五十七条の改正規定にかかわらず，なお従前の例による。

（注）第五十五条：連続犯規定の削除

第二百十一条後段：重過失致死傷の新設

第二百四十四条及び第二百五十七条：親族相盗等の規定における「家族」の削除

○ 刑法の一部を改正する法律（昭和33年法律第107号）

（輪姦的形態による強姦罪等の非親告罪化）

〔改正前の規定〕

第八十条 前四条ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

〔改正規定〕

第八十条に次の一項を加える。

2 二人以上現場ニ於テ共同シテ犯シタル前四条ノ罪ニ付テハ前項ノ例ヲ用ヒズ

（経過規定）

2 この法律の施行前の行為については，なお従前の例による。

【刑事訴訟法における公訴時効に関する改正】

○ 刑法等の一部を改正する法律（平成16年法律第156号）

（公訴時効期間の延長）

第二百五十条 時効は、次に掲げる期間を経過することによつて完成する。

- 一 死刑に当たる罪については二十五年（改正前15年）
- 二 無期の懲役又は禁錮に当たる罪については十五年（改正前10年）
- 三 長期十五年以上の懲役又は禁錮に当たる罪については十年（新設）
- 四～（略）

（経過規定）

第三条 （略）

- 2 この法律の施行前に犯した罪の公訴時効の期間については、第二条の規定による改正後の刑事訴訟法第二百五十条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○ 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（平成22年法律第26号）

（公訴時効の廃止及び延長）

第二百五十条 時効は、人を死亡させた罪であつて禁錮以上の刑に当たるもの（死刑に当たるものを除く。）については、次に掲げる期間を経過することによつて完成する。

- 一 無期の懲役又は禁錮に当たる罪については三十年
- 二 長期二十年の懲役又は禁錮に当たる罪については二十年
- 三 前二号に掲げる罪以外の罪については十年

② 時効は、人を死亡させた罪であつて禁錮以上の刑に当たるもの以外の罪については、次に掲げる期間を経過することによつて完成する。

- 一 死刑に当たる罪については二十五年
- 二 無期の懲役又は禁錮に当たる罪については十五年
- 三 長期十五年以上の懲役又は禁錮に当たる罪については十年
- 四 長期十五年未満の懲役又は禁錮に当たる罪については七年
- 五 長期十年未満の懲役又は禁錮に当たる罪については五年
- 六 長期五年未満の懲役若しくは禁錮又は罰金に当たる罪については三年
- 七 拘留又は科料に当たる罪については一年

（経過規定）

第三条 第二条の規定による改正後の刑事訴訟法（次項において「新法」という。）第二百五十条の規定は、この法律の施行の際既にその公訴の時効が完成している罪については、適用しない。

2 新法第二百五十条第一項の規定は、刑法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百五十六号）附則第三条第二項の規定にかかわらず、同法の施行前に犯した人を死亡させた罪であって禁錮以上の刑に当たるもので、この法律の施行の際その公訴の時効が完成していないものについても、適用する。